

公職選挙法の 一部が改正されました

改 期日前投票制度の創設 正 郵便等投票の対象者の拡大 点 代理記載制度の創設

申問

選挙管理委員会

☎49 3111(内線297)

郵便等投票・代理記載制度

自宅で郵便などによる不在者投票ができるかたの範囲が拡大されました。また、手や目に重度の障害があるかたは、代理記載による投票ができるようになりました。

自宅で郵便などによる不在者投票（郵便等投票）ができるかた

- ①表1に該当するかた
- ②両下肢等の障害の程度が表1の障害の程度に該当すると都道府県知事から証明を受けたかた
- ③介護保険の被保険者証に、要介護状態区分が、要介護5であると記載されているかた

郵便等投票の際に、代理記載での投票ができるかた

- ①表2に該当するかた
- ②上肢などの障害の程度が、表2の障害の程度に該当すると都道府県知事から証明を受けたかた

郵便等投票・代理記載投票の手続き

事前に、選挙管理委員会へ申請(届出)し郵便等投票証明書の交付などを受けないと郵便等投票、代理記載投票はできません。いつでも申請(届出)できますので、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

(表1 郵便等投票ができるかた)

| 障害の種類 | 等級 |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 両下肢の障害、体幹の障害、移動機能の障害 | 1級若しくは2級、または特別項症から第2項症まで |
| 心臓の障害、腎臓の障害、呼吸器の障害、膀胱の障害、直腸・小腸の障害 | 1級若しくは3級、または特別項症から第3項症まで |
| 免疫の障害 | 1級から3級まで |

(表2 代理記載投票ができるかた)

| 障害の種類 | 等級 |
|-------------|-------------------|
| 上肢の障害、視覚の障害 | 1級または特別項症から第2項症まで |

期日前投票制度

従来、投票日前に、選挙管理委員会（市役所第2会議室）で投票していた不在者投票に替わる制度です。この制度により、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要となり、投票しやすくなります。

期日前投票ができるかた

選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど一定の事由（従来の不在者投票事由）に該当すると見込まれるかた

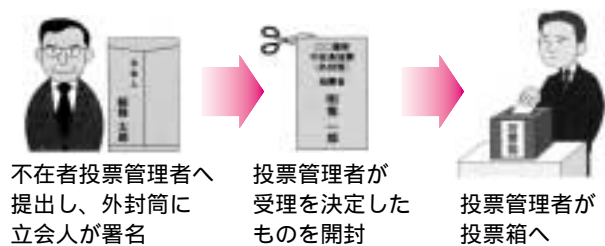
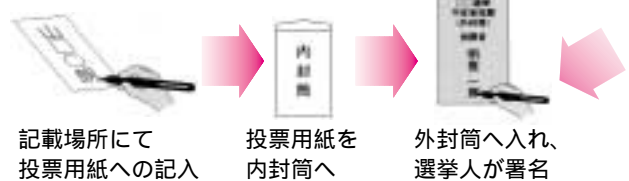
投票の際には、従来の不在者投票と同じく、宣誓書を記載します。

投票手続き

選挙期日の投票所での投票手続きと同様です。

投票手続の大幅な簡素化

従来の不在者投票



期日前投票

